給与勧告の手順

民間従業員の給与実態調査 都職員の給与実態調査 都内995事業所(企業規模100人以上、事業所規模 行政、公安、教育職など約15万5千人を調査 50人以上)約4万6千人を調査 (4月分給与額) 給与改定や 15年8月~16年7月 \ 4月分給与額 雇用調整等の の支給状況 状況 公民の年間ボーナス 民間従業員と都職員(行政職:事務、技術)の の支給月数を対比 給与を比較 仕事の種類、役職段階、学歴、年齢等が相応する 者の給与を比較 (ラスパイレス方式) 生計費、経済・雇用情勢 国、他地方公共団体の状況 給料、手当の改定内容を検討、決定 議会、知事に対し給与等の見直しについて勧告 議 会 知 条例の審議 勧告の取扱い決定 決 定 給与条例の改正を議会に提案

(注) 人事委員会勧告制度は、「民間準拠」を基本としている。この給与決定のしくみが設けられているのは、 公務は、営利を目的としておらず、利益配分としての給与決定方式がなじまないこと

政治的中立性をはじめ、公務の継続性、安定性が求められるため、職員には勤労者として適正な給与 の確保が必要なこと

規則の改正

改正された給与条例に基づく給与の支給

税金で賄われる公務員給与は、納税者の理解と協力を得られる「世間相場」に従うことが最も適当であること

等の理由によるものである。